

## 在宅被災者に速やかな支援を

石巻を参考に迅速に対応をする

**坂下** 最大被災地石巻市では、聴き、石巻の担当者にも説明し修繕が出来ずに風が吹き込む住居、傾いたままの家屋、荒れ果ててムカデなどの虫に悩まされるなど、今も悲惨な生活を送る在宅被災者がいます。

**坂下** 未だに、県内で8千人の方々が仮設住まいです。安心できる住まいが「心の安定」にもつながります。知事が決断すれば、空いている災害公営住宅を、在宅被災者や低所得で行き先がなかなか決まらない被災者に活用することが可能です。

石巻市は東日本大震災復興基金の1年限りの事業だが、平成30年度から独自の小規模補修費補助金交付事業に、14億7千8百万円の予算を見込みました。

平成32年度の国の復興事業期間終了とともに、この基金も使えなくなる。県はまず実態を把握し、直ちに取り組むべきです。

**知事** まず、各市町の考えを段階的に取り組んで行きたい。

## 再生可能エネルギー積極的導入を

**坂下** 県内、27年の再生可能エネルギー導入はわずか4.6%。17年に議員提案による「再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」が施行されましたが、その後の取り組みと成果は。

**環境生活部長** 震災後から5.9%まで回復し、条例の役割が大きかったと感じている。

**坂下** 全国初の「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の策定を評価しますが、今後、発電参入事業者に対する具体的支援策はどうしますか。

環境生活部長 今お話ししたマップ

「東北電力は送電容量を1.6倍に拡大検討を進める」と発表。このチャンスに是非、県の後押しをお願いします。



超党派の「脱原発を推進する議員連盟」



予算特別委員会にて3月7日

## 「みやぎ心のケアセンター」続けて

1年で検討

**坂下** 被災者の震災による心的外傷ストレス障害（PTSD）、うつ病、自死など、被災精神障害者の医療と、地域生活を支援する心のケアセンターが県内3ヶ所で運営されています。

平成32年度の復興期間が終了すれば国の補助がなくなり、センター終了もやむなし、と考えているのでしょうか。

**知事** 震災後7年が経過した現在でも、年間5千人強と、心のケアセンターを利用している人数は変わっていない。復興期間が終わったら止めるという次元ではない。国の支援が無くなっても、続けなければならない事業である。

**坂下** 一安心しましたが、2月現在、センター職員が前年と比べ9人減っています。「復興期間」までの雇用となっているので、安定した職場に転職しているという理由です。

このような事態を、県はどうみているのでしょうか。

**知事** 震災以来、献身的にセンターで頑張っている専門の職員が、将来の不安のために職を辞すことは、あってはならないと考えている。

直ちに皆さんの事情を伺って、対策をとっていく。

## 仙台市と連携し 性暴力被害者にワンストップ支援を

検討を約束

**坂下** 昨年週刊新潮に載った「伊藤詩織さんレイプ報道」は、被害届が出ているにも関わらず、警察は逮捕状取り下げで不起訴。検察審査会も「不起訴相当」となった。知事はご存知ですか。

**知事** 今年1月号の「世界」で、伊藤詩織さんのインタビュー記事を読んだ。勇気を振り絞って顔と名前を公表し、レイプ被害を訴えた結果、心無い中傷に苦悩の日々を過ごし、司法と警察、日本社会の現状と課題を、鋭く指摘をしています。その勇氣ある行動に頭の下がる思いだ。

**坂下** 昨年の刑法改正で、県警の対策はどう変わりましたか。

**県警本部長** 「性暴力被害者相談支援センター宮城」を開設し、実習と経験を積んだ相談員が現在20人体制で相談にあたっている。提携している59の医療機関、弁護士、裁判所等への付き添いも行なっている。昨年は（性被

害相談全国共通短縮ダイヤル#8103)を24時間体制とした。

**坂下** 私は平成24年に、病院拠点型の「性暴力ワンストップセンターの整備」を訴えましたが、体制はできていません。

**環境生活部長** 坂下議員の質問後、ネットワーク型の相談支援センターを、同年開設した。

**坂下** 郡仙台市長は「性暴力被害者ワンストップ支援センター」の設置を公約し、「性暴力の被害者支援の在り方検討」など予算900万円余を計上、本県も共に政策を探っていただきたい。

**知事** 郡市長の公約と、30年度の予算計上は承知している。まずは、仙台市の動きを注視しながら検討していきたい。

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口  
につながる全国共通の短縮ダイヤル番号です。

性犯罪被害者相談電話  
(全国统一)  
# 8103  
(ハートさん)



性暴力被害相談支援センター宮城  
(けやきホットライン)

0120-5556-4600

月～金 10時～20時  
土 10時～16時  
※祝日・年末年始を除く

土曜日は男性職員の相談があります。